

補助金等のあり方に関する意見

令和5年9月

佐倉市補助金検討委員会

目次

1. はじめに	1
(1) 補助金及び交付金検討の経緯	1
(2) 今回の補助金検討委員会の視点	4
2. 検証過程において出された補助金等に対する意見	6
(1) 補助金等交付基準に関するもの	6
(2) その他	8
3. 今回の検証により見えてきた問題点	12
4. 今後に向けて	12
【巻末資料】	13
・ [資料 1] 佐倉市補助金検討委員会の審議経過	13
・ [資料 2] 佐倉市補助金検討委員会委員名簿	14
・ [資料 3] 佐倉市補助金検討委員会設置要綱	15
・ [資料 4] 佐倉市補助金等の交付に関する規則	16
・ [資料 5] 佐倉市補助金等交付基準	21
・ [資料 6] 補助金等一覧	30

1. はじめに

(1) 補助金及び交付金検討の経緯

① 見直しの経緯

地域社会における福祉の増進とまちづくりを進める上で、自治体による補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付は、大きな役割を果たしている。

他方で、性質上反対給付を求めない一方的な支出である補助金等に適正な支出が求められていることは、論を俟たない。

佐倉市における補助金等の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱の取扱方針の決定から始まり、令和元年度における佐倉市補助金検討委員会（以下「検討委員会」という。）の提言に至るまで、以下のように取り組まれてきた。

○平成8年度 新行財政改革システム推進大綱

- ・全ての補助金等について平成15年度末までに終期を白紙とする検討を行うことを決定した。また、補助金を一律10%削減することになった。

○平成13年度 行政改革推進計画

- ・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけるとともに、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性（メリット）、公平性、公正性及び効率性等の点検を行い、「受益者の適正な負担や経費削減努力等を要請して、より一層の適正化に努める」ことを目標として設定した。

○平成15年度～平成18年度 検討委員会

- ・既存の補助金等について審査し、交付内容の見直し及び整理統合・廃止についての提言等を行った。

○平成20年度 行政活動成果評価懇話会

- ・①交付基準に適合していないもの、②運営費補助、成果及び必要性についての検討、③分類区分・補助率等の見直し、④目標値の設定方法等についての問題点の指摘等を行った。

○平成22年度～平成23年度 検討委員会

- ・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度の再検証と交付基準の見直し、PDCAサイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言を行った。

○平成25年度～平成26年度 検討委員会

- ・既存の補助金等について書類審査を行った上で、必要なものについてはヒアリングを実施し、点検を行った。また、佐倉市補助金等交付基準（以下「補助金等交付基準」という。）について、期間の見直しや分類の見直しについて提言を行った。

○平成30年度～令和元年度 検討委員会

- ・個々の補助金等の内容について検証を行った上で、市民目線での「補助金等の見える化」を実現するため、交付基準や補助金等の交付プロセス（制度の周知から申請を経て交付されるまで）の見直しについて提言を行った。

② 前回の意見書に対する対応

平成30年度～令和元年度における検討委員会で指摘があった事項に対し、市が行った主な対応は、以下のとおりである。

○補助金等交付基準に関すること。

- ・補助金等の分類について

従前の分類の内容が抽象的であったため、補助金等の交付先（個人・団体）及び対象経費、運営費補助か事業費補助か、また、国・県からの補助の有無より、補助金等を分類の上、分類ごとに補助金等を支出する上での要件及び補助額を明確にした。

- ・補助事業の管理に関すること。

補助金等交付の手續等に係るフロー図を追加するなど、事業の管理に関する記述を整理した。

- ・食糧費の取扱いについて

食糧費を補助金等の対象とすることは、補助金等交付基準において、事業に直接必要なものに限定するものとし、要綱の中で具体例を定めることとした。また、具体例を定めがたい場合は、補助金等交付の要件である①公益性、②公平性、③有効性及び④適格性を考慮し、それぞれの事業の性質を踏

まえた上で、個別の要綱において、アルコール飲料、会議時の弁当、単に懇親を深めるための会合等に係る飲食代などについて対象経費から除くことを明記することとした。

○補助金等の交付プロセスに関すること。

・成果検証の視点の強化について

(団体)

団体は、補助金等の申請書に、「公益性の向上にどのような影響を与えることができるか」という視点から、「目標とする活動値」及び「目標とする成果（可能な限り数値化を行う。）」を明記するものとする。また、実績報告書に「活動値の実績」及び「事業の成果」について明記するものとする。

市は、提出された実績報告書をもとに、「公益性の向上にどのようにつながったか」という視点から評価を行い、補助事業計画書・成果報告書の作成を行い、改善点があると認める場合は、団体に報告の上、必要に応じて指導等を行うよう努めるものとする。

(個人)

個人への補助金等についても、市は、「公益性の向上にどのようにつながったか」という視点で評価を行い、補助事業計画書・成果報告書の作成を行うこととした。

(2) 今回の補助金検討委員会の視点

① 佐倉市の財政状況

令和4年度決算の財政指標から見る佐倉市の財政状況は、以下のとおりである。

実質単年度収支※₁は、24.8億円（前年度比 +約0.5億円）となり、3年連続の黒字となった。要因として、市税収入が見込みよりも回復したこと（前年度比 +約5.7億円）や、普通交付税が前年度に比べて多く交付されたこと（+約3.3億円）等が挙げられるが、特に、土地開発基金から一般会計に約16.4億円の繰入れを実施した影響が大きいことから、実質単年度収支の黒字は、一時的なものと認められる。

経常収支比率※₂は、92.6%となり、前年度比で4.7ポイントの上昇となった。令和3年度は前年度比で6.9ポイントの下落となったが、これは、国の地方財政対策により同年度の臨時財政対策債が大幅増したことに起因するものであって、財政状況は引き続き硬直化傾向にあり、このたび実態を反映した数値になったものと認められる。

扶助費等の義務的経費は増加傾向にあり、また、公共施設の老朽化対策などの支出圧力の増も見込まれる。

※₁ 実質単年度収支

自治体の「純剰余金」又は「純損失」を意味するもの。当該年度における実質収支（歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額から翌年度の財源を控除したもの）から前年度の実質収支を差し引いた額である単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

※₂ 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標。数値が低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費などの義務的な経費を含む経常的な経費に、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度費やされているかを表すもの。

② 補助金検討委員会の主眼

補助金等交付基準は、条例又は規則に基づくものを除き、すべての補助金等について、制度の終期を設定し、その効果や必要性等の見直しを定期的に行うものと規定している。

今回、補助金検討委員会は、令和5年5月から、以下の3つの基準に該当する補助金等を抽出の上、現行の補助金等交付基準に照らし、①公益性、②公平性、③有効性及び④適格性について検証をするとともに、検証における過程で抽出された課題に基づき、補助金等交付基準の見直しを行うこととした。

【3つの基準】

A：市単独事業（国・県の補助無し）であり、かつ、令和5年度予算額が10,000千円以上の補助金

主な着目点（補助金等交付基準「4 交付基準」より）

- ・補助金等の金額に見合った効果が上がっていること。
- ・補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために最適であること。

B：運営費にかかる補助

主な着目点（補助金等交付基準「5 補助対象額及び補助額」より）

- ・補助金交付開始から5年を超えて継続されているものは、合理的な理由を必要とする。

C：個人の資産形成に係る補助金※3

主な着目点（補助金等交付基準「4 交付基準」より）

- ・補助金等の目的や内容に明確な公益性が認められること。
- ・他の団体や市民との間で公平性が保たれており、交付先に偏りがいないこと。

※3個人の資産形成に係る補助金

- ・個人の資産（土地、建物、建物附属設備、機械及び装置などの償却資産）に対し、市の補助金等がその取得又は価値の向上に直接充てられているもの。ただし、資産の取得又は価値の向上に該当しても、当該資産に加えられた損害について、その損害を回復することを目的とするものを除く。
- ・その支出の内容が扶助費的な性格でないもの。

2. 検証過程において出された補助金等に対する意見

(1) 補助金等交付基準に関するもの

補助金等交付基準について、以下の個別意見があった。

○「公益性」について

- ・「4 交付要件」において「公益性」の説明がされているが、その内容が同語反復であり、見直しが必要ではないか。例えば、「住民福祉の向上に寄与すること」や「特定の者に対する利益供与になっていないこと」等、内容をもう少し具体化しても良いのではないか。

○「有効性」について

- ・「4 交付要件」に「有効性」の基準が設けられているが、(成果報告書中の活動実績からは) 評価困難な補助事業が多いため、補助金等の金額の妥当性を判断できるような要件の追加を検討してはどうか。例えば、「(外的) 均衡性」など、規模や財政状況等が類似する他市における同様な交付事業と比較して、著しく均衡を欠いていないか等が考えられるのではないか。ただし、「交付の必要性・妥当性を判断するための基準」と「その見直しや縮小を判断するための基準」は論理的に別物であることから、交付要件の追加ではなく、「見直しの視点」や「効果の検証」といった項を、補助金等交付基準の中に、別立てで盛り込んでも良いのではないか。
- ・新規に交付を開始する補助金の場合、①補助金等の金額に見合った効果が「上がっていること」ではなく「見込まれること」が適切である。また、②補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために「最適であること」としているが、「適していること」という表現にとどめるべきではないか。

○近年の利用実績が乏しい補助金

- ・「4 交付要件」に「必要性」を追加し、市が補助金等を交付している根拠をより明確にしてはどうか。内容として、補助事業の目的や内容等について、①市民や団体、企業等からの明確なニーズがあるか、②国や県等に類似の補助事業がない等、市として補助すべき理由が明確にあるか、又は③補助をしない場合に多大な悪影響が生じることが予想されるか等が考えられる。

○用語の定義

- ・「5 補助対象及び補助額（1）用語の定義」における「事業費」の説明について、記述がわかりづらいため、記載内容の見直しが必要である。

○運営費補助

- ・「5 補助対象及び補助額（2）分類区分表」において、運営費補助で5年を超えて継続しているものについては、「合理的な理由」を要するとされているが、その内実が定かではないため、明確にすべきであるとする。

(2) その他

その他の補助金等に関することについて、以下の意見があった。なお、個別の補助金等についての見直しに触れた意見も掲載しているが、佐倉市の補助金施策全般の在り方を検討するための過程において出された意見であり、個別具体的に見直しを求めるものではない点に留意されたい。

【補助金見直しの視点に関するもの】

- 市単独事業（国県の補助無し）であり、かつ、令和5年度予算額が10,000千円以上の補助金
 - ・補助金を交付している団体等の事業規模・決算額なども確認し、それに対し補助金額がどれくらいの割合を占めているのかを考慮し、補助金交付の妥当性等を判断してはどうか。

- 団体に対する補助
 - ・団体に対する補助には「運営費」と「事業費」があるが、これらの補助の公益性、公平性等を検証するに当たっては、その団体の収入がいくらあるのか、剰余金や繰越金がどの程度発生しているのかを確認すべき。それらを確認することにより、その団体は補助金収入がないと運営できない、又は補助金がなくても運営が可能といった判断ができる。
 - ・運営費補助は、補助対象となっている経費が事業運営に本当に必要なものであるか、精査すべきではないか。

- 個人の資産形成に係る補助金
 - ・高い公益性がある場合、公平性を著しく害さない限り（金額が多額である等）、政策判断として補助を行うことはあり得ると考える。
 - ・補助金の性質上、周知が重要である。制度自体に公平性が保たれていても、周知が不十分では運用上で不公平が生じる懸念がある。プッシュ型ではない補助金については注意すべきである。
 - ・過去に利用者が無い、又は少ない補助金については、継続の意義を確認すべきである。

- 個別の補助金等の検証
 - ・今回の委員会の意見を受けて補助金等交付基準を改正し、（委員会で取り上げなかった補助金等も含め）全ての補助金等が改正後の補助金等交付基準に合致するかという確認作業を令和6年度予算編成の過程において実施することになる。その際は、①費目（補助対象経費）は妥当なものか、次に②その

金額が妥当かという検討が必要。そして、①②を踏まえた上で、③期待した効果が得られているか、検証すべきである。

○近年の利用実績が乏しい補助金

- ・令和2年度から4年度まで実績額（決算額）がゼロのものがいくつかある。補助金の内容によっては、毎年コンスタントに補助対象経費が発生しないものもあると思うが、長期間補助実績が無いものは（条例で定められている補助もあるが）適宜、見直しをすることが望ましい。
- ・国・県の補助がある補助金については、国・県の補助の有効活用という観点から、実績が無くても制度としては残すことが望ましい場合もあると考えられる。

【個別の補助金等に関するもの】

3つの基準（5ページ参照）に該当する補助金等（42件）について、以下の個別の意見があった（補助金等のNO.は、資料6「補助金等一覧」より）。

NO. 2 佐倉市自治会等自治振興交付金

- ・交付金根拠となっている「自治会等の1加入世帯当たり400円」は妥当か。単位会の会員数が減少傾向であり、活動維持のための支援について検討が必要と考える。

NO. 5 佐倉市シルバー人材センター補助金

- ・目標値を会員数1,250人としているが、登録会員にとって意義あるもの（会員満足）になっているか、調査することも必要と考える。会員が技能労働を増加させれば、団体としての収益が向上することになる（＝自己財源確保）。

NO. 6 佐倉商工会議所事業補助金

- ・事業費だけでなく運営費も補助対象経費になっているので、その観点からも検証すべき。商工会議所は全国にあるため、データが存在するのか不明だが、全国的に見て佐倉市だけ突出して補助額が多くなければ問題ないのではと考える。
- ・運営費補助で5年を超えて継続しているため、継続の必要性については、成果を検証した上で判断すべきである。

NO. 10 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）

- ・運営費補助で5年を超えて継続しているため、継続の必要性については、成果を検証した上で判断すべきである。

NO. 15 公益社団法人佐倉市観光協会事業補助金

- ・運営費補助で5年を超えて継続しているため、継続の必要性については、成果を検証した上で判断すべきである。

NO. 20 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金

- ・コンポスト等による生ごみ減量化は、市民に既に周知されている。補助金の額も低額で新規導入が期待できない。数年での買い替えによる補助が見込まれ市民間で公平性の面で問題になる。以上の理由から、基本的に、廃止の方向で検討を進めてはどうかと考える。

NO. 22 佐倉市生産体制強化事業補助金

- ・NO. 23及びNO. 24の補助金と目的や対象経費に、重複又は類似が見られるのではないか。NO. 23及びNO. 24は、国・県の補助事業である一方、NO. 22は市単独の補助事業であることから、一本化は困難であると推察されるが、仮に類似や重複が認められる場合は、見直しが必要ではないか。

NO. 36 止水板設置工事補助金

- ・実績が少ない。補助金の額も、必要経費に対し、低額で補助金での新規導入が期待できない。浸水対策としては、地域全体で給水式の土嚢を導入するなど別な方策で市のお金を使った方が良い。以上の理由から、基本的に廃止の方向で検討を進めてはどうかと考える。

NO. 39 中古住宅リフォーム支援事業補助金

- ・個人の資産形成に資するものであり、公平性に一定の議論はあるかもしれないが、個人的な所見では公益性に鑑み、問題があるとは考えていない。定住人口増加という政策との整合性が非常に高く、また子育て世代の支援による人口減少対策と考えると、補助額も30万円ないし40万円という額であれば問題ないのではと考える。

NO. 40 近居・同居住替支援事業補助金

- 個人の資産形成に資するものであり、公平性に一定の議論はあるかもしれないが、個人的な所見では公益性に鑑み、問題があるとは考えていない。定住人口増加という政策との整合性が非常に高く、また子育て世代の支援による人口減少対策と考えると、補助額も30万円ないし40万円という額であれば問題ないのではと考える。
- 親子が近くに住むのは自然なことであり、自然に行った住替えに市の補助金を使うことは不自然に感じる。雇用のない地方のUターン政策ならともかく、東京に通勤できる佐倉市では必要不可欠な事業ではないと思われる。また、国庫補助事業とはいえ、市が55%を負担しており、このお金を人口増加策や佐倉市の元気づくりに使ってほしい。以上の理由から、基本的に廃止の方向で検討を進めてはどうかと考える。

3. 今回の検証により見えてきた問題点

当委員会における、個別の補助金等の検証を通じて明らかとなった補助金等交付基準の主な問題点と、それに対する意見は以下の通りである。

① 交付要件について

補助金等交付基準「4 交付要件」において、補助金等の交付に際しての要件を定めているが、この要件は主に「交付の必要性・妥当性」を判断するためのものであり、「交付の継続・見直し」を判断する要件としては不十分である。佐倉市では、条例、規則によるもの、及び債務負担行為等複数年で予算を設定した事業を除き、すべての補助金等について終期を設定し、定期的な見直しを行っていることから、交付要件においても、「交付の継続・見直し」を判断する要件を整理することが望ましい。既存の交付要件とは別項とし、交付に当たっての要件と、その補助金等を継続する要件（補助金等の効果検証の視点）が明確となるよう整理されたい。

② 運営費補助について

補助金等交付基準「5 補助対象及び補助額（2）分類区分表」、分類別要件において、運営費補助は、「補助金交付開始から5年を超えて継続されているものは合理的な理由を必要とする。」とされている。しかし「合理的な理由」について何ら要件がないため、各補助金等を所管する担当者によって判断が変わってしまうことが懸念される。このことから「合理的な理由」について、一定の要件を設けるよう検討されたい。

4. 今後に向けて

昨今の社会情勢はめまぐるしい速度で変化しており、少子高齢・人口減少社会の到来、大規模自然災害の発生による安心・安全な暮らしに対する意識の高まりなど、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化している。地方自治体においては、選択と集中による事業の効率化、民間活力の導入などにより、歳出削減に取り組むとともに、自主財源の確保等を進め、安定的な財政運営を行うことが重要である。

このような状況を踏まえ、補助金等の支出に当たっては、毎年度の予算編成過程において、交付目的・効果を十分に検証し、時代変化を考えた上で、その内容や金額が適正かどうかを精査し、適切かつ効果的に予算に反映をされたい。

巻末資料

資料1: 佐倉市補助金検討委員会の審議経過

回	日時	審議内容
1	令和5年5月31日(水)	1. 委員長・委員長職務代理の選任 2. 補助金検討の概要について 3. 補助金見直しの方法について
2	令和5年7月31日(月)	1. 補助金等見直しに関する意見交換について
3	令和5年8月17日(木)	1. 補助金等見直しに関する意見交換について 2. 補助金等のあり方に関する意見書(素案)について
4	令和5年9月25日(月)	1. 補助金等のあり方に関する意見 について

資料2:佐倉市補助金検討委員会委員名簿

	区分	氏名(敬称略)	経歴等
1	◎学識経験者	(おおはら としお) 大原 利夫	関東学院大学法学部 教授
2	○学識経験者	(よこた あけみ) 横田 明美	明治大学法学部 教授
3	学識経験者	(たい ひろと) 田井 浩人	日本都市センター 研究員
4	公募委員	(たかはし よしかず) 高橋 義和	市民
5	公募委員	(いわさき きょうこ) 岩崎 京子	市民

任期:令和5年5月31日から令和5年12月31日まで

◎ 委員長

○ 委員長職務代理

資料3

佐倉市補助金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 補助金等の交付に際し、その必要性と効果について点検し、透明で公正な財政運営を推進するため佐倉市補助金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 補助事業等交付基準の見直し等に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、令和5年5月から12月までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会議を進行する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成23年1月26日決裁22佐財第455号）

この要綱は平成23年1月26日から施行する

附 則（平成25年10月1日決裁25佐財第347号）

この要綱は平成25年10月1日から施行する

附 則（平成30年9月28日決裁30佐財第252号）

この要綱は平成30年9月28日から施行する

附 則（令和5年3月15日決裁佐財第624号）

この要綱は、令和5年3月15日から施行する

資料4

佐倉市補助金等の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものに対し交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地並びに団体名及び代表者名）
- (2) 補助金等の交付を受けようとする年度
- (3) 補助事業等の名称及び目的
- (4) 補助事業等に要する経費
- (5) 着手年月日及び完了予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容に応じて、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、次に掲げる事項を当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金等の交付の

決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算で定めるところに違反していないか。
- (2) 補助事業等の目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りはないか。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項を修正して交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定める条件を付することができる。

2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含めることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、書面により申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、第4条第1項の審査により補助金を交付することが適正でないと認めるときは、その旨を書面により申請者に速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等の内容又はこれに係る予算の変更（市長が別に定める軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、当該補助事業者等に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(事情の変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、補助事業等が補助金等の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書に市長が別に定める書類を添付して市長に速やかに提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(額の確定)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において

は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者等に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の請求)

第16条 第6条の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、当該交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、第14条の通知を受けた後に行うものとする。ただし、次条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、この限りでない。

(交付の特例)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき額の確定があった場合においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助金等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

資料5

佐倉市補助金等交付基準

1 趣旨

この基準は、市が行う補助金等の交付について、透明性と公平性を確保し、適正かつ効果的な施策の展開を図るため、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するもののほか、補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする。

2 定義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合に交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る節の区分（第15条関係）において、19節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付されるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済に係る給付等を除く。）をいう。

3 交付期間の期限

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるものや、債務負担行為等複数年で予算を設定した事業を除き、全ての補助金等について次のとおり終期を設定する。

（1）単年度補助以外の補助金等の交付期間は、4年を期限とする。

（2）国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。

（3）目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。

4 交付要件

補助金等の交付に際しては、公益性、公平性、有効性及び適格性について留意するものとする。

(1)	公益性	①	補助金等の目的や内容に明確な公益性が認められること。
(2)	公平性	①	他の団体や市民との間で公平性が保たれており、交付先に偏りがないこと。
		②	補助制度の内容や申請方法等の情報が、市民に周知されていること。
		③	補助金等の交付先の決定についてのプロセスが適正、公平であること。
(3)	有効性	①	補助金等の金額に見合った効果が上がっていること。
		②	補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために最適であること。
(4)	適格性	①	補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。
		②	補助金等の金額や補助率が補助対象経費に応じたもので妥当であること。

5 補助対象及び補助額

(1) 用語の定義

①団体の内容

- ・ 交付金：市の代行的な役割として事業を実施する団体に対する財政支援
- ・ 補助金：市との連携により実施するものに対する財政支援又は普及啓発等市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援
- ・ 事業費：補助対象となる事業費に対する補助を行うもの
- ・ 運営費：補助対象となる団体の存在に公益性があると認められる場合に、財政基盤がぜい弱等の理由により、その団体の運営に必要な基礎的経費を補助するもの

②個人の内容

- ・ 扶助費的な性格のもの：社会保障又は災害対策の性格を有する財政支援
- ・ その他のもの：市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援

③団体・個人の内容

- ・ 国等補助：国又は県の制度若しくは財団法人等からの助成金に基づく補助

(2) 分類区分表

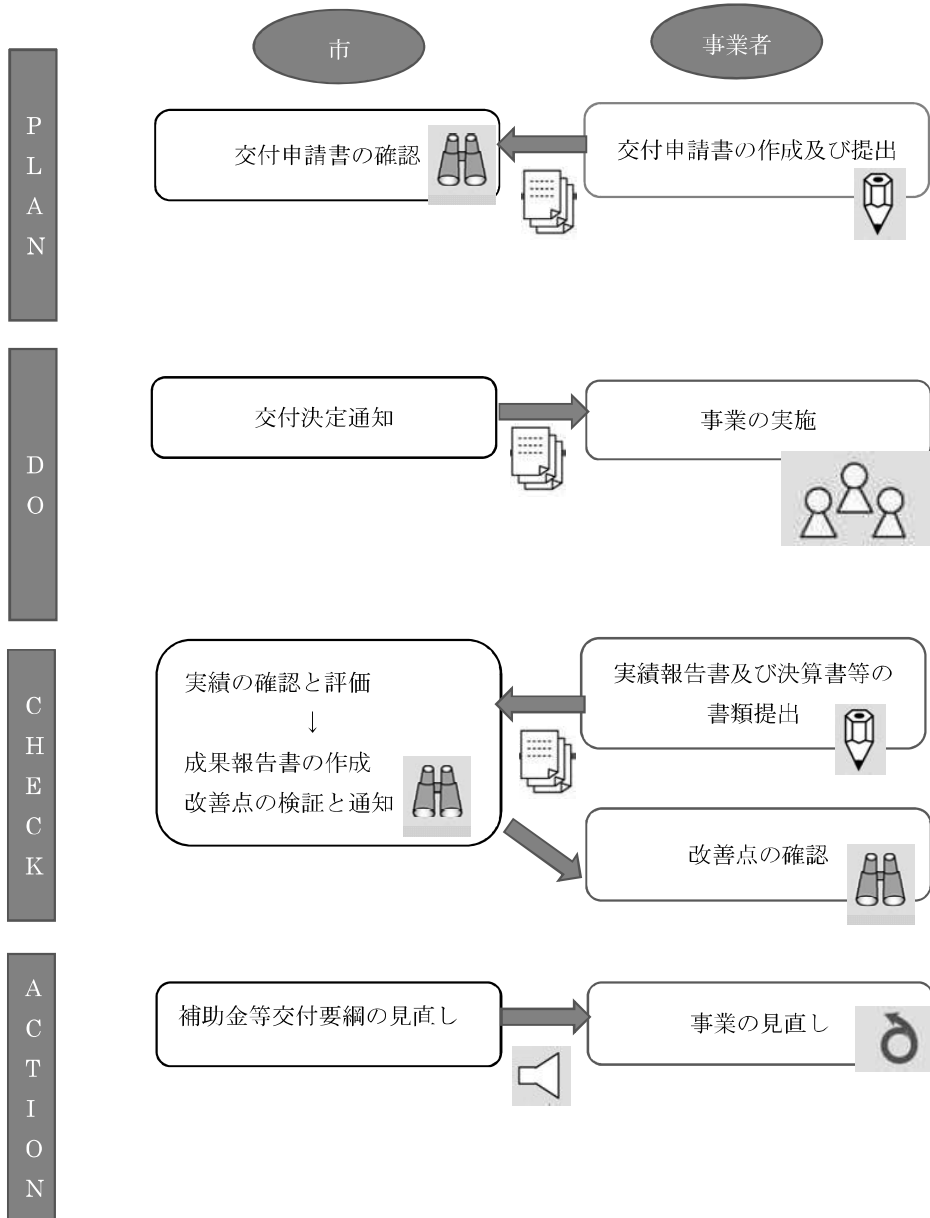
分類区分	団体個人区分	対象	事業費運営費区分	国等補助	分類別要件	補助額
団体に共通した要件					会計処理及び使途が適切であること。 食糧費は事業に直接必要なものに限定し要綱の中で具体例を定めること。	—
①	団体	交付金	事業費	有	補助金等の交付額については年度内に精算を行うこと。	所要額
②				無	補助金等の交付額については年度内に精算を行うこと。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。	
③		補助金	事業費	有	補助金等の交付額については年度内に清算を行うこと。 国県等が定める補助率の規定を準用する場合の補助率は1/2を超えて設定することができる。	補助対象経費の1/2以内
④				無	補助金等の交付額については年度内に清算を行うこと。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。	
⑤			運営費	有	補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額を超えないこと。 国県等が定める補助率の規定を準用する場合の補助率は1/2を超えて設定することができる。	
⑥				無	補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額を超えないこと。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。 補助金交付開始から5年を超えて継続されているものは合理的な理由を必要とする。 実績の報告を行う場合は市政に対してどれだけの影響を及ぼしたのかといった成果の視点での報告も併せて行うこと。	

分類区分	団体個人区分	対象	国等補助	分類別要件	補助額
⑦	個人	扶助費的な性格のもの	有		所要額
⑧			無	所得要件を設けること。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。	
⑨		その他のもの	有	国県等が定める補助率の規定を準用する場合の補助率は1/2を超えて設定することができる。	補助対象経費の1/2以内
⑩			無	3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。	

6 補助事業の管理

(1) 団体の場合

ア 補助事業の流れ



イ 補助制度の周知

ホームページ等で補助金等のメニュー、内容、担当所属等の情報を周知すること。

ウ 成果の検証

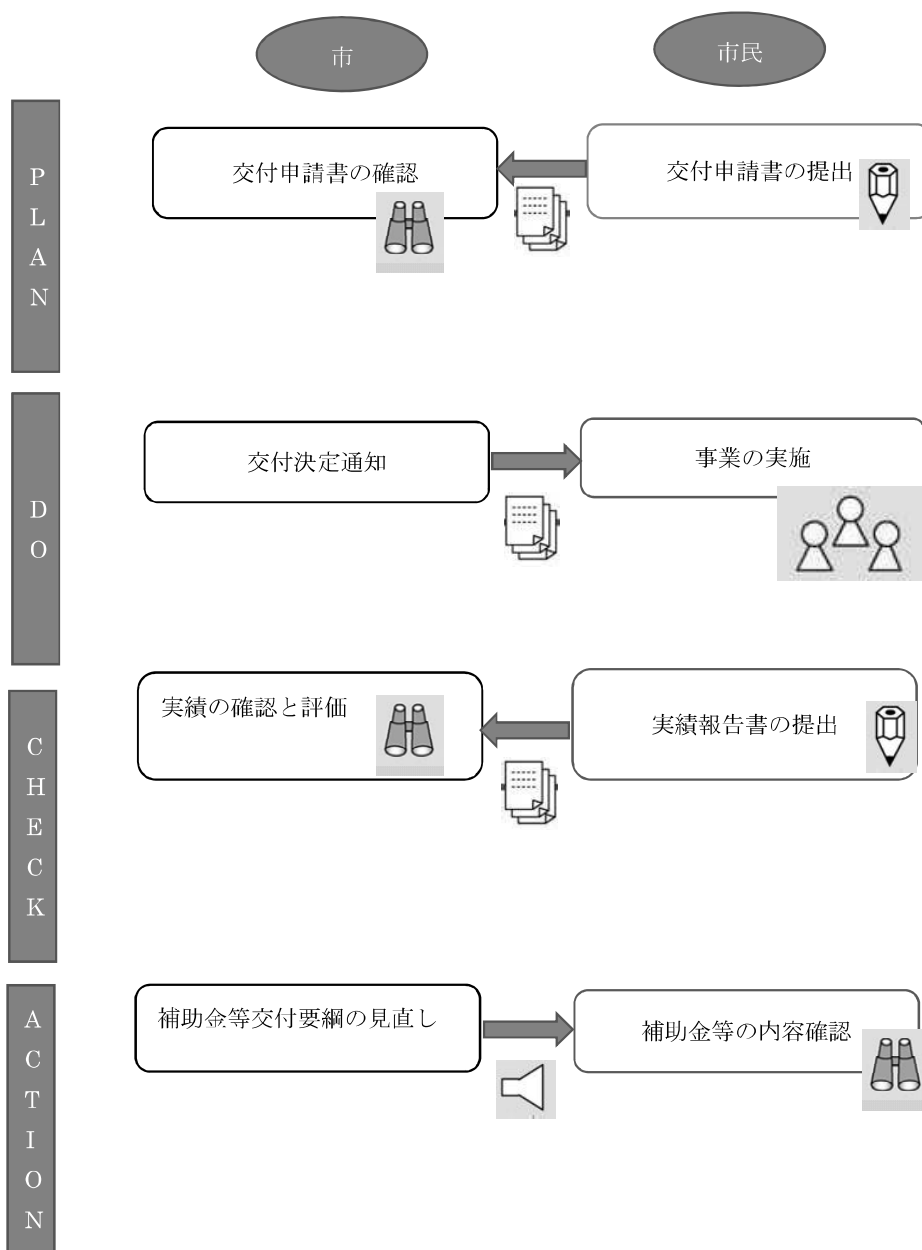
交付申請時に申請者自身が当該補助金等の事後評価を行う上で妥当であると考えている評価指標を提案するよう指導する。評価を行う場合には、補助金等の支出を行った金額、件数等だけではなく、公益性の向上につながったかを検証していくよう努めること。

エ 説明書やマニュアルの作成

申請団体向けに補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成し、職員向けに窓口対応マニュアル及び内部事務用に事例集等の作成を行うこと。

(2) 個人の場合

ア 補助事業の流れ



イ 補助制度の周知

ホームページ等で補助金等のメニュー、内容、担当所属等の情報を周知すること。

ウ 説明書やマニュアルの作成

申請者向けに補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成し、職員向けに窓口対応マニュアル及び内部事務用に事例集等の作成を行うこと。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- 3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（20 佐財第 526 号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（22 佐財第 156 号）

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（23 佐財第 612 号）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（26 佐財第 421 号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（佐財第 358 号）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 令和2年度の予算の査定等この基準を施行するために必要な行為は、この基準の施行の日前においても行うことができる。

資料6:補助金等一覧

No	分類	担当課	補助金名称	概要	分類区分(佐倉市補助金等交付基準による)						国県補助	令和5年度当初予算額(千円)	令和4年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	備考
					区分①			区分②								
					団体個人	対象	事業費補助 運営費補助	団体個人	対象	事業費補助 運営費補助						
1	A	都市計画課	佐倉市生活交通路線維持費補助金	民間バス事業者の路線について、利用者の減少等により運行の廃止が危惧される路線に対し、佐倉市が事業者に補助金を交付することにより、生活に必要なバス路線の運行を継続させようとするもの	団体	補助金	事業費補助				無	15,500	13,019	13,110	12,960	
2	A	自治人権推進課	佐倉市自治会等自治振興交付金	地域社会の形成、維持及び発展に資するため、自治会等が加入者の連帯意識を醸成する事業等に対する交付金	団体	交付金	事業費補助				無	21,600	18,055	17,497	16,320	
3	A	自治人権推進課	佐倉市地区集会所整備事業補助金	地域住民の自治活動の拠点を整備することを目的として、地縁団体が行う地区集会所の整備に要する費用の一部に対し補助を行うもの	団体	補助金	事業費補助				無	16,880	11,630	31,250	5,550	
4	A	高齢者福祉課	佐倉市シルバー人材センター補助金	高齢者の就業機会の確保を推進するため、佐倉市シルバー人材センターの事業費の一部を補助するもの	団体	補助金	事業費補助				無	10,000	10,000	10,000	10,000	
5	A	商工振興課	佐倉市中小企業資金融資利子補給金	千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、金融機関を通じて中小企業者に融資する事業資金の融資を円滑にし、市内中小企業の振興を図るための補助	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	10,500	9,109	4,612	4,377	
6	A・B	商工振興課	佐倉商工会議所事業補助金	地域経済の発展及び市内商工業の振興を図るため、商工会議所法に基づき設立された佐倉商工会議所が実施する事業及びその運営に対し、経費の一部を補助	団体	補助金	事業費補助	団体	補助金	運営費補助	無	30,100	30,000	30,770	32,240	令和4年決算額内訳 事業費 8,400 運営費 21,600
7	A	商工振興課	佐倉市企業誘致・再投資促進助成金	工業団地等に工場、事業所又は研究所等を立地しようとする企業に対し、補助することによって企業立地促進を図り、産業振興及び地元雇用を拡大することを目的とした補助	団体	補助金	事業費補助	団体	補助金		無	245,434	275,152	288,259	333,744	
8	A	佐倉の魅力推進課	佐倉市民花火大会交付金	佐倉市民花火大会を実施することにより市民に心の潤いと憩いの場を提供するとともに、観光の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とした補助	団体	交付金	事業費補助				無	24,968	20,367	18,545	0	
9	A	子ども保育課	佐倉市私立幼稚園振興事業補助金	私立幼稚園の振興を図るため、運営に係る経費の一部を補助する	団体	補助金	事業費補助				無	14,034	19,464	17,738	18,386	
10	B	社会福祉課	佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費分)	地域福祉の推進を図るため、佐倉市社会福祉協議会の活動費(人件費)の一部を補助するもの	団体	補助金	運営費補助				無	38,975	38,750	38,409	38,409	
11	B	障害福祉課	佐倉市障害者グループホーム運営費等補助金	障害者グループホームの運営費の一部を補助するもの	団体	補助金	運営費補助				有	26,237	24,544	21,683	18,046	
12	B	子ども保育課	佐倉市認可外保育施設運営費等補助金	佐倉市に所在し、かつ、国が定める認可外保育施設指導監督基準に適合し、その旨を証明する証明書が交付されている認可外保育施設に対し、健康診断に関する経費、保険加入に関する経費、備品等充実費に関する経費を補助するもの	団体	補助金	運営費補助				無	384	396	384	930	
13	B	健康推進課	佐倉市公的病院等運営費補助金	救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、佐倉市公的病院等運営費補助金を交付する	団体	補助金	運営費補助				無	66,000	66,000	66,000	66,000	
14	B	農政課	北総中央用水土地改良区運営補助金	農業生産基盤整備及び開発により農業用水を確保し、もって農業生産性の向上、農業総生産の増大、選択的拡大及び構成改善を図るため、北総中央用水土地改良区の運営費に對しての補助	団体	補助金	運営費補助				無	2,232	2,232	2,232	2,038	
15	B	佐倉の魅力推進課	公益社団法人佐倉市観光協会事業補助金	観光案内、催しの実施等により観光客を誘致し、もって当市における観光の振興発展を図るための補助	団体	補助金	事業費補助	団体	補助金	運営費補助	無	9,954	9,600	9,954	7,040	令和4年決算額内訳 事業費 6,024 運営費 3,576
16	B	社会教育課	佐倉市成人教育活動助成補助金	佐倉市PTA連絡協議会に対し、研修、大会等への参加や団体間の連絡調整に要する経費への補助金	団体	補助金	事業費補助	団体	補助金	運営費補助	無	500	82	0	0	経費総所要額516,711円だが収入435,110円あり補助は81,601円

資料6:補助金等一覧

No	分類	担当課	補助金名称	概要	分類区分(佐倉市補助金等交付基準による)						国県補助	令和5年度 当初予算額 (千円)	令和4年度 決算額 (千円)	令和3年度 決算額 (千円)	令和2年度 決算額 (千円)	備考
					区分①			区分②								
					団体 個人	対象	事業費補助 運営費補助	団体 個人	対象	事業費補助 運営費補助						
17	C	生活環境課	佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道が未供給の地区に在住の市民を対象に、特定の汚染物質が基準値を超過して確認された地下水を飲用水として使用する場合に必要な浄水器の購入及び設置に要する費用の一部を補助	個人	その他	—				無	50	0	0	0	
18	C	生活環境課	佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭におけるエネルギーの安定的な供給並びにエネルギーの利用の効率化及び最適化を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対する補助	個人	その他	—				有	13,200	12,753	10,256	10,670	
19	C	生活環境課	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を目的として、合併処理浄化槽の設置を行うものに対して補助	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	有	13,106	10,539	12,340	12,308	
20	C	廃棄物対策課	佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金	家庭から出るゴミの減量化・資源の有効活用の為、生ゴミ処理機器を購入し、設置された方に購入費用の一部を補助	個人	その他	—				無	200	87	160	87	
21	C	農政課	佐倉市新規就農者支援事業補助金	新たに農業経営を開始する際に必要な農業施設、農業機械、農業用資材の購入経費について、一部助成する	個人	その他	—				無	0	1,094	502	1,179	補正予算対象 (1,500千円)
22	C	農政課	佐倉市生産体制強化事業補助金	規模拡大や作業効率の向上などによる農業経営の改善を推進するため、水田、園芸における農作物生産に係る機械等の設備整備の経費に対し補助金を交付する	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	5,348	5,346	3,605	6,389	
23	C	農政課	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金	園芸産地の生産販売力を強化する計画を策定した産地に対し、安定生産や品質向上を図るための生産施設や省力機械、集出荷施設等の整備について支援する	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	有	4,170	1,210	551	1,388	
24	C	農政課	佐倉市産地生産基盤パワーアップ事業補助金	国の事業である産地生産基盤パワーアップ事業に基づき、高性能な機械、施設の導入や拠点整備の経費に対し補助金を交付する。	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	有	0	0	0	0	要綱あり (R6.3.31まで)、 予算なし
25	C	農政課	佐倉市農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金	国の事業である農業用ハウス強靱化緊急対策事業に基づき、農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等の経費に対し補助金を交付する	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	有	0	0	0	0	要綱あり (R6.3.31まで)、 予算なし
26	C	農政課	佐倉市地域資源支援事業補助金	地域の農畜産物を活用した加工品の生産、販売促進用資材等に係る経費及び加工に係る機械等の設備整備の経費に対し補助金を交付する	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	0	954	925	564	補正予算対象 (1,000千円)
27	C	農政課	佐倉市担い手集約整備事業補助金	農業の担い手となる認定農業者や新規就農者へ農地集積した農地を含む自作地の整備経費や、集積した農地により必要となる作業機械導入経費を支援する	個人	その他	—				無	0	4,120	4,930	9,950	補正予算対象 (4,770千円)
28	C	農政課	佐倉市農産物保全対策事業補助金	イノシシ捕獲等の農作物被害防止に係る経費に対する補助	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	有	1,762	523	1,342	1,061	一部は補正予算 対象(200千円)
29	C	農政課	佐倉市農業集落排水事業水洗便所改造資金等奨励金	農業集落排水処理施設の普及促進を図り、市民の生活環境を改善を目的とした奨励金	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	0	0	0	0	条例あり、予算 なし
30	C	商工振興課	佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金	商店街の空き店舗等の利用促進による商店街の活性化のための補助	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	4,000	1,300	3,486	4,515	

資料6:補助金等一覧

No	分類	担当課	補助金名称	概要	分類区分(佐倉市補助金等交付基準による)						国県補助	令和5年度当初予算額(千円)	令和4年度決算額(千円)	令和3年度決算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	備考
					区分①			区分②								
					団体個人	対象	事業費補助 運営費補助	団体個人	対象	事業費補助 運営費補助						
31	C	建築指導課	佐倉市木造住宅補強改造工事補助金 (佐倉市木造住宅補強改造工事補助金) (佐倉市住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金)	安全で良好な市街地の形成と災害対策の推進を図るため、耐震基準に満たない民間建築物に対し、補強設計に基づき建築物の耐震性を高めるための工事を行う者に対し、補助金を交付するもの	個人	その他	—				有	6,150	4,000	3,587	1,235	
32	C	建築指導課	佐倉市かさ上げ工事等補助金	災害に強いまちづくりを目指し、浸水による住宅被害の防止するため、住宅等のかさ上げ工事等を行う者に対し、補助金を交付するもの	個人	その他	—				無	1,000	0	0	1,000	
33	C	建築指導課	佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進補助金	災害を未然に防止し、安全かつ快適な緑の街づくりを推進するため、地震時に倒壊の恐れのある既存の危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化を行う者に対し補助金を交付するもの	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	有	2,500	1,495	815	460	
34	C	治水課	雨水貯留浸透施設設置工事補助金	佐倉市の水害の軽減を図り、災害に強いまちづくりに資するため、住宅の屋根に降った雨水の流出を抑制する雨水貯留浸透施設を設置する者に対し、補助金を交付するもの	個人	その他	—				無	468	231	168	264	
35	C	治水課	佐倉市がけ地崩壊防止事業費補助金	佐倉市災害対策条例に定める重点整備地区におけるがけ地の崩壊による災害を防止し、安全で住みよい住環境を確保するため、がけ地崩壊防止工事を行うものに対し、補助金を交付するもの	個人	その他	—				無	0	0	0	0	要綱あり (R6.3.31まで)、 予算なし
36	C	治水課	止水板設置工事補助金	浸水被害を軽減するため、建物に止水板等設置等工事を行う者とする者に対し、補助金を交付する	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	1,000	0	373	500	
37	C	市街地整備課	佐倉市土地区画整理事業助成金	土地区画整理事業の促進を図り、もって良好な市街地の形成に資するため、新規の市街地開発事業推進団体の設立または施行認可、設計、測量に関する経費等の一部を補助するもの	団体	補助金	事業費補助	個人	その他	—	無	0	0	0	0	条例あり、予算なし
38	C	住宅課	結婚新生活支援事業補助金	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の一部を補助するもの	個人	その他	—				有	6,600	2,803	2,682	1,640	
39	C	住宅課	中古住宅リフォーム支援事業補助金	空き家の利活用を促進するとともに、佐倉市の定住人口の増加を図り、地域の活性化に資するため、市内の中古住宅を居住用として親族以外から取得し、おおむね1年以内にリフォームを行うものに対し、リフォームに係る経費の一部を交付するもの	個人	その他	—				有	31,000	28,249	30,688	44,910	
40	C	住宅課	近居・同居代替支援事業補助金	親世帯及び子世帯が市内に住み替える際の初期費用の負担軽減を図ることにより、高齢期・子育て期を安心して過ごすための住み替えを支援するとともに定住化人口の維持・増加に寄与するため、住宅取得費用に係る経費の一部を交付するもの	個人	その他	—				有	53,000	44,100	52,800	76,500	
41	C	住宅課	定住人口維持増加活動支援事業補助金	市内の空き家・空き地を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録されている売買物件を売却した所有者及び購入した利用者に対し、売買契約に関わる諸経費等の一部を補助するもの	個人	その他	—				無	2,000	850	1,350	1,400	
42	C	住宅課	小規模宅地隣接地取得支援事業補助金	狭小宅地の敷地を拡大するために隣接地等を購入する場合、一定の条件のもとに補助することで、過密な住環境から良好な住環境へと誘導する。	個人	その他	—				無	300	0	0	0	